

令和元年度(2019年度)第4回北海道子どもの未来づくり審議会
子ども・子育て支援部会 議事録

日 時：令和2年(2020年)2月4日(水) 18:00～19:00
場 所：かでの2・7 1040 会議室
出席者：別添「出席者名簿」のとおり
議 題：別添「次第」のとおり

開 会

【子ども子育て支援課 菊谷主幹】

定刻になりましたので、ただいまから「令和元年度(2019年度)第4回北海道子どもの未来づくり審議会子ども・子育て支援部会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます、保健福祉部子ども子育て支援課主幹の菊谷です。どうぞよろしくお願いいたします。これ以降、座って進めさせていただきます。

開会に当たり、保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課、鈴木課長からご挨拶を申し上げます。

【子ども子育て支援課 鈴木課長】

子ども子育て支援課長の鈴木でございます。本日は、大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

昨年の12月13日にこの部会を開催しまして、その後、約1ヶ月間をかけてパブリックコメントを実施し、第四期子ども未来づくり計画の素案について道民の皆様からご意見をいただきました。今日は、いただいたご意見を踏まえ、事務局として整理したものを、皆さんのお手元にお配りしております。その点につきまして、お諮りさせていただきます。

また、前回のこの部会で、委員の皆様からご意見を伺いました、保育士の配置特例に関しまして、こちらも整理した内容についてお示ししておりますので、さらにご意見をお聞きしたいと考えているところです。

それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

審議会成立宣言・日程説明等

【子ども子育て支援課 菊谷主幹】

本日は、小田委員、亀井委員、白井委員、末原委員、善岡委員、池部委員の6名の委員から、所用により欠席する旨の連絡をいただいております。また、品川委員と前田委員から遅れて出席する旨、連絡をいただいております。現時点で、委員総数17名のうち、9名の出席をいただいておりますことから、北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例第27条第2項の規定に基づき、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

ここで配布資料の確認をさせていただきます。まず、会議次第、出席者名簿、配席図、事務局等名簿です。次に、審議事項に係る資料として、資料1「第四期北の大地☆子ども

未来づくり北海道計画に係るパブリックコメントの実施結果等について」、資料 2-1「令和元年度第 3 回北海道子どもの未来づくり審議会における主な意見等」、資料 2-2「令和元年度第 2 回北海道子どもの未来づくり審議会子ども・子育て支援部会における主な意見等」、資料 3「計画の変更点について（新旧対照表）」、資料 4「第四期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画原案」、資料 4【資料編】「用語の解説」、資料 5「第四期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画策定スケジュール(予定)」、「保育士配置に係る特例見直しについて（概要）」をお配りしております。不足などがございましたら、お申し付けください。

続きまして、本日の会議の日程ですが、審議事項として、「第四期北の大地子ども未来づくり北海道計画の原案について」、「保育士配置に係る特例見直しについて」となっています。なお、終了時間は 19 時 10 分を予定しております。それでは、これ以降の議事につきまして、松本会長をお願いいたします。

審 議 1

【松本会長】

皆さんこんばんは。大変お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。それでは早速議事に入りたいと思いますが、議事は 2 点です。いずれもこれまで意見交換をしてきました。事務局の方からスケジュールの確認があるかと思えますけど、1 点目は明日予定されている親会で、報告をして年度内には決定というスケジュールで進めるということです。もしこのまま異論がなければ、今日が、意見交換の最後の機会だと思いますので、細かいところでも結構ですので、ご意見をいただければと思います。

それでは、審議事項の 1 点目を事務局からお願いいたします。

【子ども子育て支援課 寺島主査】

子ども子育て支援課少子化対策 G の寺島です。第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」の原案について説明します。まず、先週 1 月 29 日付けで事前送付させていただいた資料について、一部修正をしておりますので、改めて机の上に資料を配付させていただきました。修正内容については、一枚物の資料「事前配付資料からの変更点」に記載しておりますが、その内容については、原案等と重複することから説明を省略させていただきます。

それでは、資料 1 をご覧ください。「パブリックコメントの実施結果等」についてです。本計画について、道民の皆様から幅広く意見を聴取する目的で、令和元年 12 月 20 日から令和 2 年 1 月 20 日までの約 1 ヶ月間、パブリックコメントを実施いたしました。その結果につきましては、「2 パブリックコメントの実施結果の概要について」に記載のとおり、個人 4 名、2 団体から合計 24 件のご意見をいただきました。最も意見が多かったのは、「第 5 計画の推進のための取組と指標の設定」、いわゆる個別の施策についてでした。主な意見といたしましては記載のとおりでございます。いただいた意見の大半が、「素案と意見の趣旨が同様と考えられる」ものであり、今回のパブリックコメントでいただいた意見により、素案を修正した箇所はありませんでした。

続きまして、資料 2-1 をご覧ください。昨年 10 月に開催した審議会及び子ども・子育て支援部会において、委員の皆様から多数のご意見をいただいております。審議会の意見を資料 2-1、子ども・子育て支援部会の意見を 2-2 にまとめております。まず、審議会 でいただいた意見の対応状況から説明いたします。説明の際は、資料 2 の他、資料 4 の

計画の原案を用いて説明いたします。

まず、No.1「目次」についてですが、目次を分かりやすくするべきとの意見をいただきました。原案の1枚目の目次欄をご覧ください。目次にステージ毎の施策目標を追加することで、具体的には、黒四角の箇所を追加しております、より分かりやすくなるよう変更しております。

次に、No.2「他計画との関連」についてですが、教育分野との連携について、もう少し丁寧な記載をするべきとの意見をいただきました。原案の2ページですが、「4 他計画との関連」の文言を修正し、教育分野の説明事項を修正しております。

次に、No.3「グラフ全般」についてですが、白黒印刷でも見やすいグラフの作り方をすべきとの意見をいただきました。原案の4ページから13ページにかけて記載しておりますグラフについて、着色の濃淡や線の形状を変更し、見やすい形にいたしました。

次にNo.4「第3の視点」についてですが、標題が「官民が協働した子育て支援施策」と「支援」が入るのではとの意見をいただきまして、原案52ページに記載のとおり、「支援」を追加しております。

次に、No.5「第5の視点」についてですが、子育て支援に関し、地域の関係機関との連携を促進する旨の記載をすべきとの意見をいただき、原案53ページのとおり、第5の視点の説明書きに文言を追加しております。

次に、No.6「里親委託推進」についてですが、国の里親委託優先等について、計画にどう反映されているのか、里親委託率の目標の根拠や、どう増やしていくかの具体的な記述をすべきではないか、フォスタリング機関の確保に関し、体制構築に向けどのように進めていくのかとの意見をいただきました。道や札幌市ではこれまで、子どもひとりひとりの状況に応じて最も適していると考えられる支援を行ってきたところであり、目標の設定に際しては、様々な立場の関係者に参画いただいた「社会的養育推進計画検討部会」においての議論や目標達成のため機械的な措置となる懸念があるなど総合的に勘案し、今回設定した「現状からの増加」を目標としたものです。道としては、今後、身近な市町村における相談体制や在宅支援の充実をはじめ、里親等への委託が適当な子どもが確実に委託できるよう、里親等の充実や施設による地域分散化・里親支援等の高機能化への支援などにより、子どもが地域で心身ともに健やかに養育されるよう、環境整備に取り組んでまいります。なお、具体的な施策につきましては、本計画に基づきまして令和2年度以降に取り組を進めてまいります。また、フォスタリング機関については、今年度中に体制の構築を図る必要があることから、スタートは児童相談所が中心となって実施していきますが、引き続き、里親会や児童福祉施設等の地域資源も活用しながら、行政と民間が一体となった包括的な実施体制の構築を進めてまいります。

次に、No.7「社会的養育」についてですが、社会的養育の計画の作りが、これまでの施設や里親等の社会的養護を中心としたものから、市町村の在宅支援の強化などによる子育て支援の分野をつなげて、もっと広く考えようという、子どもや家庭を支える建て付けそのものが変わっているということ、また自立支援の強化について、どう反映されているのかとの意見をいただきました。今般の児童福祉法改正等により、市町村の在宅支援や自立支援も含めた社会的養育を推進するという方針が明確化されており、本計画においては、原案の48ページから49ページをご覧くださいのイメージをお示しできるよう、計画の文言修正とイメージ図を追加しております。

次に、No.8「特定妊婦」についてですが、特定妊婦への支援について記載がない、妊産婦への支援を項目に入れて推進するという姿勢を出すべきではないかとの意見をいただきました。原案の71ページをご覧ください。特定妊婦への支援は、重要な視点であることから、ご覧のステージにおける現状や取組の方向性に関する説明欄に必要な内容を

加筆修正しました。

次に、No.9「第7の視点」についてですが、児童虐待について、発生予防の視点を入れるべきとの意見をいただきました。資料2-1に記載しているとおり、「子どもの健全育成等の促進」を図るとなっています。この点について補足をいたしますと、本計画は「安心して子どもを生み育てることのできる環境」と「子どもが健やかに成長できる環境」の2つの環境づくりを進め、もって、子どもの未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道の実現に資することを計画のめざす姿に設定し、各般の施策を展開していくこととしております。委員がおっしゃるとおり、児童虐待の発生予防は極めて重要な視点であり、道といたしましては、計画に記載した全ての施策を総動員し、先に述べた2つの環境づくりを進め、もって虐待のない環境の整備をめざしてまいります。

次に、No.10「各ステージの標題」についてですが、ステージ名の表記が統一されていないとの意見がありましたので、「〇〇のステージ」に統一いたしました。

次に、No.11「施策の再掲」についてですが、同じ施策が複数の分野にまたがって記載されており、再掲と記載すべきとの意見をいただきました。確認したところ、原案の83ページと87ページに全く同じ記載の施策がありましたので、87ページの該当する施策に再掲を追記しました。

次に、No.12「質の向上」についてですが、子育て支援に携わる人材の質の向上を図るための取組が一部未記載であるとの意見をいただきました。原案の78ページをご覧ください。具体的には地域子育て支援拠点とファミリーホームの施策について、質の向上を図るための研修の記載がありませんでしたので追記するとともに、74ページの「子育てを支援するステージ」における現状や取組の方向性に関する説明欄に、質の向上を進める旨の記載を追記しました。

次に、No.13「ひとり親等への支援」についてですが、ひとり親家庭等への支援について、職員研修や制度周知などに係る意見をいただきました。今回いただいた意見については、個別の施策の実施方法等に関する意見であるため計画の文言修正は行いませんが、今後の施策検討に活かしてまいります。

次に、No.14と15「用語集」についてですが、分かりづらい言葉や「子ども」「幼児」「児童」「生徒」など、子どもを捉える言葉が多々あるため、それらの規定を載せておくと分かりやすい旨の意見をいただきました。別添に語句の解説等を記載した「用語集」を作成し、原案の資料として添付することにいたしました。以上、資料2-1 審議会でもいただいた意見への対応状況について説明いたしました。

続きまして、資料2-2をご覧ください。昨年10月に開催した子ども・子育て支援部会での主な意見に係る対応状況について説明いたします。

まず、No.1ですが、児童虐待に関し、相談件数の掲載だけでなく、どのように対応されたのか掲載すべきとの意見をいただきました。原案の13ページ下段をご覧ください。新たに児童虐待に係る対応結果を追記いたしました。

次に、No.2「保育の量に係る目標設定の様式」についてですが、昨年12月に本部会を開催し当該様式について「新2号」の明記についてご議論いただきました。原案の58ページをご覧ください。当該様式の見直しを行い、1号認定の子どもの見込み量に「保育を必要とする3歳以上の子どものうち幼児期の学校教育の利用希望が強い子ども」の数を再掲するほか、その確保策を様式の欄外に掲載しております。また、表に記載の数値ですが、直近のものに置き換えております。また、58ページの「認定こども園及び子ども・子育て支援事業」の数値と60ページの「夜間保育、休日保育設置数」も同様に置き換えました。

次に、No.3ですが、北海道女性の活躍支援センターに係る施策を計画に掲載すべきと

の意見をいただきました。原案の 68 ページをご覧ください。道庁環境生活部道民生活課所管の「第 3 次北海道男女平等参画基本計画」に掲載している北海道女性の活躍支援センターの施策に係る文言を追記しました。

次に、No. 4 ですが、「子育てを支援するステージ」の「良質なサービスの確保」に施策が 1 つしかないため実態に合わせて具体的な記載をすべきとの意見をいただきました。原案 77 ページをご覧ください。新たに各事業者の自己点検評価等の施策を追記しました。

次に、No. 5 ですが、「養育費の確保等の支援」について、弁護士相談以外の取組を実態に合わせて記載すべきとの意見をいただきました。現在、道としては、養育費確保に係る直接的な支援策としては「弁護士相談」のみであることから、施策の記載変更は行いませんが、母子家庭等就業・自立支援センターの就業相談員や各振興局に設置している自立支援員が養育費の確保について、相談者を弁護士相談につなげる支援等を行っております。

次に、No. 6 ですが、こちらは先ほど資料 2-1 で説明済みですので説明は割愛させていただきます。

次に、No. 7 ですが、子育て世代包括支援センターは児童虐待における未然防止等を行うなど新しい取組が期待されていることから、そこを分かるように記載すべきとの意見をいただきました。49 ページの下段のイメージ図をご覧ください。先ほど説明した社会的養育に係るイメージ図ですが、下に、児童虐待の未然防止等を担う「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」が密接に連携し、支援を実施していくことについて記載し、明確化を図りました。

次に、No. 8 ですが、こちら先ほど資料 2-1 で説明済みですので、説明は割愛させていただきます。

最後に、No. 9 ですが、障がいがあるように見えるが判定を受けていない子どもへの支援について道の施策を記載すべきとの意見がありました。市町村において「市町村子ども発達支援センター事業」を実施しており、関係機関担当職員等への支援を行っていることから、本施策に係る文言を追記しております。原案でいうと、84 ページになります。なお、北海道社会福祉協議会において保育士等に対し、障がい児等に係る研修を実施しておりますので、その旨を資料 2-2 に参考として追記しておりますが、カリキュラムは年度毎に異なることから、計画上の文言としては記載しておりません。以上、資料 2-2 子ども・子育て支援部会でいただいた意見の対応状況について説明いたしました。

続きまして、「資料 3 新旧対照表」をご覧ください。先般お示しした素案から、今回の原案に係ります変更点を記載しております。基本的に、変更した箇所は、先程来説明しております審議会及び子ども・子育て支援部会での意見対応によるものですが、それ以外にも見直している箇所がございますので主な修正箇所をご説明いたします。新旧対照表の 4 ページをご覧ください。目標設定項目についてです。一番上の「子育て世代包括支援センター設置市町村数」についてですが、国は令和 2 年度までの設置を目指しておりますが、道内の設置状況等を勘案し、目標年次は計画期間である令和 6 年としましたが、当該センターは母子保健や児童虐待防止等の視点においても早期設置が必要であることから、計画期間内速やかな設置を目指す旨、説明書きに附記しております。その他、女性の就業率や年次有給休暇取得率など、先般「調整中」となっていた事項について、他計画との整合性を図る観点から、記載のとおりを設定したところであります。以上、新旧対照表について説明いたしました。

最後に、「資料 5 計画の策定スケジュール」をご覧ください。今後についてですが、今月 26 日の令和 2 年第 1 回北海道議会前日委員会において計画案を報告いたしまして、3 月に開催予定の人口減少問題対策本部会議において計画を諮り決定されるという運び

になる予定となっております。

以上で、私からの説明を終わります。

【松本会長】

それでは、ただいまの説明で計画の内容等についてご質問やご意見をお願いします。親会と部会で出た意見について、どのように対応したかということを中心に報告をいただいておりますけれども、それ以外の所でもかまいません。宮崎委員、お願いします。

【宮崎委員】

日本保育協会の宮崎です。膨大な資料の中で修正ということで、意見を反映させていただきありがたいのですが、資料2-2の一番最後のところで、障がい等のある子どもへの支援等の充実について、「子育て支援事業者などに対する専門的な助言を行うほか、研修機会を確保する」と書き込んでいただいています。こういう表現のものが至るところに出てきていますが、もう一步踏み込んでいただかないと、専門的とはどういう方がどういう関係性で、障がいを持った子どもの保育に寄与していただけるのかということが、なかなか見えてこないです。計画としては大変ありがたいと思うのですが具体的な形をどこかで明示していただければ、ありがたいかなと思います。例えば、教育委員会の幼児教育推進センターと記憶していますが、専門家の中に、臨床心理士が書かれていた記憶があるのですが、実際そういう方々がどういうふうに関わっていくかまでは言及されていなかったと思います。臨床心理士の数が増えていくのだとすれば、そういう方々がどういう立ち位置や役割で、保育園や幼稚園など子ども施設に関わっていくというイメージを作っていただけると、それぞれの地域に合ったものがつくり出せるのではないかという気がしました。今後の計画推進の中で検討していただければありがたいと思いました。

【松本会長】

はい。今のご意見は、修正や追記のご意見でしょうか。それともこの記載を前提にして具体的にどう進めるかということでしょうか。

【宮崎委員】

この記載を前提にしています。

【松本会長】

今のご意見について、事務局からお願いします。

【子ども子育て支援課 寺島主査】

宮崎委員のおっしゃるとおり、分かりやすい活用方法で、計画期間内に取り組んで進めていきたいと思っております。

【松本会長】

確かに宮崎委員のおっしゃるとおり、計画の色々なところで専門的という文言が出てきますので、それぞれ何を指すのか意識しながら議論する必要があると改めて感じました。

他にいかがでしょうか。品川委員、お願いします。

【品川委員】

札幌国際大学の品川です。修正をいただきありがとうございます。今の宮崎先生のご意見に近いと思います。77 ページに「教育・保育の質の向上」があります。保育施設が増える中で、すごく大事な部分だと思うのですが、文言の最初が「保育教諭や幼稚園教諭などの資質の向上を図るための研修を実施します」とあります。今までも実施はしていたのですが、それをどんなふうにするのか、道として、施策や予算でもいいですし、実際にこれを利用するとき、踏み込んで考えていただきたいということがあります。そして「子育て支援員の担い手となる人材の確保に取り組みます」とありますが、どういうふうにしていくのかということが見えません。ここに書いている内容ですと、ちょっと厳しい言い方をすると、新しさというか、内容が見えませんが、申し上げました。特に、保育であれば、保育所と幼稚園、認定こども園で共通して大事な部分もありますが、別々にあった方がよい部分もあります。今はどちらかという、幼稚園は幼稚園、幼稚園と認定こども園の先生の研修で、一方、保育所と認定こども園の先生の研修というように、研修が分かれています。道として、保育関係者はこの部分は共通でというものがあってもいいと思うのです。どうしたら現場の質の向上につながるのかということを考えていただいて、実際に運用する時には、実現可能で現場に届くようなものになっていただけたらありがたいと思います。

【松本会長】

今のご意見は、追記や修正の提案でしょうか。

【品川委員】

もし、お考えがあれば追記していただくか、なければ運用段階でしっかりと実行していただきたいと思います。

【松本会長】

今の点について、事務局からお願いします。研修の実施はずっとやっていることなので、今後は、どういうふうなところに力点をおいて、どうしていくのかということが分かるようにしたらどうかというご提案かと思いますが。

【地域福祉課 宮澤課長】

確かにおっしゃるとおり、もっと具体的にどんなところと一緒にしていくとか、教育庁の幼児教育推進センターでそういう取組をしているのですが、はっきり具体的に書けばいいとは思いますが、ただ、そうすると絞られてしまうので、計画上は実施しますとありますが、実践としてそういう検討を重ねることや、色々な分野で保育士や幼稚園教諭が共通の部分で一緒にできるところは検討していくとは考えております。

【子ども子育て支援課 野田主幹】

子育て支援員の関係ですが、子育て支援員の養成に関しては平成 27 年度から行っているところですが、しかしながら、養成だけで道としての取組が終わってきているというのが事実でした。部会でもお話をさせていただいてはいたけれども、保育士の人材不足ですとか、保育士の特例配置の問題がある中で、無資格者ではなく一定程度の理解や知識を持った方を養成して、保育士や放課後児童支援員、そういった各種子育て支援事業の担い手を具体的にどう確保していけばいいのか、これも重要な課題だと認識しております。今後は、施策を考えた中で十分に精査して取組を進めてまいりたいと考えて

おります。

【松本会長】

他にいかがでしょうか。人材のことについて、具体的にどういうふうな形でどう専門性を強化していくのかということ、念頭に置いて進めてほしいという要望と、ご意見があったと考えております。もしご意見がないようでしたら、この前の意見交換も踏まえて、これで、部会としては了承して、親会へ報告するというところで進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。木村委員、お願いします。

【木村委員】

認定こども園連絡協議会の木村です。96 ページの計画の点検評価のところなのですが、基本的に5年の計画になっているかと思っております。5年は長いような短いような、その間に修正を加える場合はどうしたらいいのだろうかというところが出てくるかと思っておりますので、中間年度で一度確認をすとか点検をすとか、何かそういった記述があると実行しやすいのかなと思っておりました。これだけ一生懸命に作っていただいたものが、そのまま止まってしまうのは大きな問題だと思います。動かすためにも、加筆か申し送りでもいいので、そういった配慮をいただければありがたいと思っております。

【松本会長】

大事なご指摘だと思います。評価に関わって、事務局の方で考えはありますか。

【子ども子育て支援課 菊谷主幹】

委員からご指摘がありました進行管理の関係です。96 ページに、計画の進捗状況などの進行管理を行いますと記載しております。基本的には毎年、この計画の前段の方にも書いておられますとおり、進捗状況の報告をさせていただいておりますので、その都度、議論をさせていただければと思います。

【松本会長】

木村委員がおっしゃったことは報告だけでなく、評価が入るべきではないかという立場からのご意見だったかと思っております。また、この場ということになるかと思っておりますが、評価という観点も含めて、議論を進めていければと思います。

他にいかがでしょうか。それでは意見交換を終了して、この部会での内容を明日の親会で諮るということで進めていきたいと思っております。

審 議 2

【松本会長】

それでは審議事項の2に入ります。「保育士配置に係る特例見直しについて」事務局から説明をお願いします。

【子ども子育て支援課 高木主査】

保育・育成グループの高木です。「保育所及び認定こども園における保育士配置に係る見直し」について説明します。お配りしました2枚の資料をご覧ください。前回の当部会では、見直しの方向性について説明し一定の了承を得たところでございます。前回の

資料の見直しの方向性については、資料2ページに添付させていただいておりますが、改めて説明しますと、平成28年度からこの特例が実施されているところでありますが、保育を取りまく状況は中段にある「現状及び課題」にあるように変化しており、昨年10月に幼児教育・保育の無償化が始まり、ここ数年で子育て支援に係る制度が大きく変わってきています。それらに対応するために保育士の負担が重くなってきていて、一部の保育所では早期の離職などの問題が生じている実態があります。こうした問題は、必ずしも待機児童が発生している地域に限定されているものではなく、対応として保育士の待遇改善が特に重要になってくると考えています。また、配置特例ですが、保育士としての業務の全てについて、子育て支援員が代替することを認めるというのではなく、支援員が担っていただく業務は、原則として食事の配膳や園内の掃除など保育補助の範囲となります。配置基準上、保育所全体として必要な保育士の人数が満たされた上で、朝晩の子ども数が少ない1時間程度や、1日8時間を超えて保育所を開設するため配置基準を超えて「加配している範囲」で認めるなど、限定的な取扱いとされております。この特例の実施により、保育士の業務負担の軽減が図られるとともに、保育の質の低下に留意しつつ、さらなる処遇改善の取組みが促されるよう、要件の設定について検討してきたところです。資料1ページの概要に戻りますが、今回の見直し案の具体的な内容となります。まず、1の「条例施行規則の改正」ですが、札幌市、旭川市、函館市を除く地域にある保育所・認定こども園の設備及び運営に関する基準は、北海道が条例として定めており、その細かい運用を、条例施行規則、さらに施行通知において規定しております。今回改正を予定しているのは、施行規則と施行通知の2つであり、施行規則では、地域に係る要件を削除し、保育所に係る要件に変更する改正を行います。

そして、2の施行通知の改正が今回の肝となりますが、(1)の保育所等の要件のところ、改正前、改正後の要件を記載しておりまして、従来の、待機児童や潜在待機児童が発生している市町村にある保育所を要件としていたものを削除して、保育所に係る要件とし、さらに4つの要件を設定したところです。まず、ア施設型給付費に係る加算を取得することとなっておりますが、加算Ⅰは、保育所の職員の経験年数やキャリアアップの取組に応じた人件費の加算であり、加算Ⅱは、技能・経験を積んだ保育所の中堅職員に対する追加的な人件費の加算となっておりまして、賃金改善に係る加算の取得を要件の1つとしました。次にイですが、さきに説明したとおり、保育士と子育て支援員が担う業務の範囲をどのように分担するかを明確化していただくとともに、あらかじめ所内の職員で共有し、園全体として取り組んでいただきたいということで、この要件を設定しました。業務分担の参考として、資料の3ページになりますが、実施にあってはこのような資料の添付を求めたいと考えております。次にウですが、保育士の雇用や就業継続、職場の勤務環境改善に取り組むこととして、配置特例の実施だけで、勤務環境改善の取組が完結するのではなく、ICTの活用などさらに様々な工夫に取り組んでいただきたいと考えており、この要件を設定したところです。勤務環境改善の取組に関するイメージとしては、4ページに、国で作成された「保育士が働きやすい職場づくりのための手引き」にある取組例を整理した資料を添付しておりますが、ここにある事例にかかわらず、保育所では職場環境改善のため、独自に様々な工夫が行われているものと承知しておりますので、そうした取組を幅広く認めていきたいと考えております。最後のエですが、子育て支援員に対する研修機会を確保していることで、次年度は、支援員として現に就労されている方を対象としたフォローアップ研修の開催を道でも検討しておりまして、そうした研修に参加していただくほか、それぞれの保育所で実施されている、園内での研修への参加も含めた研修機会の確保により、質の向上に努めていただきたい、この要件を設定したところです。

(2) ですが、特例実施期間を次期計画期間に更新し、期間が終了する令和6年度までに特例の在り方を、改めて検討するということにしました。

(3) ですが、特例に係る要件の確認にあわせて、勤務環境改善に向けた取組についても、保育所の指導監査の中で継続して確認していきたいと考えております。

(4) ですが、従来、この届出にあたっては、市町村が関与する場面がなかったため、情報提供することにより、保育所の実態を把握していただき、市町村においても保育士確保に関する取組を検討していただくよう、新たに設けた事項となります。

私からの説明は以上です。

【松本会長】

質疑に入る前に確認ですが、3ページの業務分担は道で作ったものなのか、あるいは他のところで例示されているものなのか教えて下さい。

【子ども子育て支援課 高木主査】

道内の既に特例に取り組みされている保育園から参考にいただいたものを土台にして、イメージとして作成したものです。

【松本会長】

先行している保育所の例を、道でひな形を作るということの案ですね

【子ども子育て支援課 高木主査】

はい。参考例として作成しました。

【松本会長】

何かご質問はありますか。品川委員、お願いします。

【品川委員】

今の業務分担ですが、勉強不足で申し訳ありませんが、国で何か指針が示されているのでしょうか。もし出されていないのであれば、道でこれをブラッシュアップして現場の参考になるものを作っていくと考えているのでしょうか。

【子ども子育て支援課 高木主査】

はい、平成28年度に国から特例の実施について通知が出された時に、子育て支援員が担う業務ということで保育補助的な部分と書いているのですが、さらに細かい部分は入っていない状態です。北海道でも、この特例を実施するにあたって、こちらの参考につきましても、先進している保育所の事例を参考にしていますが、さらに支援員の活動につきましても事例を収集しまして、皆様に使っていただきたいと考えています。分担についても、色々な保育所の取り扱いを情報収集しまして、発信していきたいと考えています。

【品川委員】

ありがとうございます。心配なのは、こういうものが出てくると、縛り過ぎて現場で使いにくいという側面があると思います。事業者の方で、見てやっているような園は心配ないと思いますが、そうじゃない園や、それほど縛られるものではないとなって、質の低下につながるということがあってもいけない。その両方を見ながら、指針を示していただけていないようなところがあるのかと難しさを感じております。結果的には、

あったほうがいいのでしょうか。

【宮崎委員】

私どもの園は認定こども園ですが、すでに支援員が入っています。こういう細かなことを決めたほうがいいのか悪いのかということで、決めなければ、支援員が保護者との相談をしてくれるのかという話になってしまう、計画を立てたり評価したりするのは支援員なのかとなったら、それは多分違うのでしょうかということで、やはり分ける必要はあると思うのです。ただ、これはしてもいい。これはしてはいけないという決め方をしてしまうと、お互い動けなくなってしまう。時系列に合わせてこういう仕事があると例示されていると思うのですが、うちの園では平たく言えば、支援員がしてはいけない仕事を決めています。計画に携わることでか、保育と保護者に対する支援指導の部分には、支援員は整合性が合わないので入らなくていい。駄目とはいいませんが、入らなくていいのです。保育士がそれをしている間、子どもをしっかり見守ってくださいということで、前にもこの会議で言ったような、看護師と看護助手の違いかなと思っております。

【松本会長】

ありがとうございました。私の意見なのですが、もう少し丁寧に作って、先行例のということですけども、専門の研究者の方と協議した方がいい気がしたのです。というのは、冒頭の説明は保育の補助であるという状況であって、本来保育士がしなければならないことは保育士がきちっとして、業務の負担を軽減させるために補助が入るといふご説明だったと思います。それは具体的に何かということで考え方を徹底するということだと思いますが、これだけ出ますと、例えば目覚というところを見ると起床時間の入力というのが保育士で、その他のことは支援員と見えてしまうのです。むしろ支援員の方が主に見えてしまうのです、これだけを見ますと。趣旨はそうではないと思いますけど。また、見守りというのは曖昧な言葉で何をどうするのか、保育士さんが動いている中で、支援員さんの動きだと思いますので関係が見えないような気がいたします。参考例が1人歩きすると混乱する、あるいは冒頭のご説明の趣旨と違う形で運用される気もいたします。私は、参考になるものがある方がいいという立場ですけれども、専門家と協議されて見直しするような運用が必要かと思えます。参考例として道が出して、それが固定化されると、趣旨とは違う形での運用や現場の受けとめが出てくるような気がいたしました。作り方や運用の仕方について、内容を含めて事務局で考えがあれば出していただければと思います。

【宮崎委員】

これはうちの園の例です。マニュアルの中に書いたもので時系列に沿って誰が何をすればいいのかという混乱があったので、こういう仕事に分けましょうということで記載したのです。松本会長がおっしゃるとおりで、保育の内容という部分でいけば必要だとは思いますが、おそらく膨大な量になります。時系列によって入るクラスによって実行する内容が異なってきますので。全部を記載するとなると、各年齢別、時間帯も当然違ってきますし、一連で記載していますが、午前だけ入る支援員もいれば、午後だけ入る支援員もいる。その連携をどうするかというのも、もうちょっと具体的な記載が必要になってきます。一応これは時系列でこんな仕事があるということで、書き上げたもので、道の方でこれを細かく精査してさらにブラッシュアップしていただけるのであればありがたいと思います。ただ、こういう分けというのは必要だと思うのです。これがな

いと、表現が悪いのですが、安上がりな保育所を作ってしまうかもしれない。保育士は保育士としての業務に特化でき、それを補助できる人が現場に入るというのは一番大事な点かなと思います。そういう部分で、まだ先進事例はあるかと思います。

【松本会長】

一つの保育所の具体的な保育内容が念頭にあって、これを使うということだと誤解がないと思うのですが、それがなくて参考例が出回ると、混乱するような気がしたのです。保育士の仕事はこれで、その補助はこれだという形になると、考えるときの原則がその都度しっかりしているようなことがあると応用が利くのかなと思いましたが、それでも。どういう形で良いかというのは、その園の形もあると思いますし、出回ってしまうと混乱するかなという印象ですけれども。これを使う人の力量というか、どういう保育を念頭に置いてるかということがないとなかなか厳しいと思います。こういうものが必要だという立場でお話しています。

【子ども子育て支援課 高木主査】

ただいまのご意見を踏まえまして、さらにこの部分について検討したいと考えております。

【子ども子育て支援課 野田主幹】

補足させていただきますが、役割分担するというのは、前提が理解されてのお話で、松本会長が不安視されている部分だと思います。どのように皆さんに伝えられるか整理した上で、決してこれがすべてではないですよというところを、どういう形で表現できるか、改めて検討させていただければと思います。

【品川委員】

今の部分ですが、ぜひ加えていただきたいのが、支援員の役割分担を見ると、各時間におむつ交換があります。一般的に、おむつ交換は誰がしてもいいと思いますけど、とても大事なことなのです。ただおむつ交換だけではなくて、どういう言葉がけをするのか、それは、保育そのものなのです。それ以外に、子どもの見守りであるとか、全部とても大事なことになると思います。もちろん計画を立てられるかどうかというのはすごく大きい線引きですけど、支援員になった後も何が大事かというのは、その園の方針に従ってやっていくことがベースにあってほしいです。

【松本会長】

私も同じ印象もっています。子育て支援員に保育内容が入っていて、左側の保育士の方に記載がなくて、そこは支援員が全部やるのかというように見えてしまうので。

【松本委員】

お話を伺って、感想になるのかもしれませんが、私はこの会議に参加させていただいて子育て支援員制度というのを知りました。支援員は、保育と一緒に保育士として特例として入れることができ、その方が職能向上のため研修を受けることが可能、というイメージで捉えておりましたが、皆さんのお話とこの概要を見て、あくまで正規の保育士の補助なのだということが分かったところです。あくまでも保育士さんの仕事を軽減するための補助という意味合いでよろしいのであれば、そこが大前提なのだと思いま

す。その空間に支援員さんだけにできないということだと思いますが、それが園のやり方やどんな方が来てくださるかによって、どこの部分を手伝っていただいたら良いのかを、園ごとに話し合っただけだと決められると良いのではないかと感じました。大前提のところは、しっかりと記載されていることが必要だと思います。

【松本会長】

ご意見ということでよろしいですか。他にいかがでしょうか。ご意見がなければ、参考例の作り方は趣旨が活かされるような形でということ、このまま発出するという事ではないと受けましたけれども、くれぐれも趣旨が浸透するようなことで協議された方がよろしいのではないかとのご意見です。今の説明について、了承いただいたということでもよろしいでしょうか。では、予定された議事は2点終了いたしました。その他に、委員の方から何かありませんか。

【宮崎委員】

特例の見直しについてということでの記載にはないのですが、昨年ある企業主導型の園に呼ばれて職場のことで相談を受けたときに、支援員の対応でも良いのではないかとということでお話したところ、今は支援員の研修が終わっていて、待機児童がでていて何とか埋めたいのですが、保育士がいなくて支援員を募集しているのですが、研修を終えた支援員が要件になっているので確保できないのですというお話をいただいたのです。支援員の研修自体が、北海道で1回、市町村で実施しているところが何回かで道内もれなくということではないというところで、例えば研修を受けている、もしくは研修を受けることを確約したものがあれば、即時対応はできるのかなと思ってその方のお話を聞いていたのですが、必ず研修を受けるということは変わらない予定ですか。

【子ども子育て支援課 野田主幹】

現状ではこれまでどおりの取扱いと考えています。回数が少なくて研修を受けられないというお声もあると聞いておりますが、私どもとしては、研修を受けて修了証書が発行されていることを要件としていきたいと考えています。

【松本会長】

他にありませんか。事務局にお返しします。

閉 会

【子ども子育て支援課 菊谷主幹】

松本会長、各委員の皆様、大変お疲れ様でした。今後も、各委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、引き続きご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。それでは、これをもちまして、「令和元年度第4回北海道子どもの未来づくり審議会子ども・子育て支援部会」を終了させていただきます。委員の皆様、本日はありがとうございました。